

ご自宅での療養を希望される 終末期の小児・若年がん患者さん向けの 支援制度のご案内

浜松市では、住み慣れた自宅で日常生活を送ることを望む終末期の小児・若年がん患者さんへ予算の範囲内で、在宅サービス利用等に必要な費用の一部を補助します。



どんな人が申請できるの？

浜松市に住所がある方で、がんの治癒を目的とした治療を行わない40歳未満の方が申請できます。



補助制度の内容を教えて！

訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具購入、福祉用具貸与に要する経費の一部を補助します。ただし、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業にて給付を受けている場合は対象外になることがあります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。下記のお問合せ先へご連絡ください。



どうやって申請するの？

サービス利用を開始する前日までに、裏面の書類をそろえ、健康医療課へ申請をしてください。
(サービス利用者が未成年の場合、保護者の方が申請をしてください。)
申請に必要な書類は健康医療課で受け取るか、市ホームページからダウンロードできます。



※制度の詳細は裏面をご覧ください。下記お問い合わせ先までご確認ください。

【お問い合わせ先】

浜松市健康医療課健康医療グループ（浜松市保健所3階）

住所：〒432-8550 浜松市中央区鴨江二丁目11-2

電話：053-453-6178

メール：iryou@city.hamamatsu.shizuoka.jp



浜松市ホームページ

がん患者在宅療養生活支援制度の詳細

1 補助対象となる方

補助対象となる方は、次の要件を全て満たす方で市税を完納している方です。

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) がんの治癒を目的とした治療を行わないがん患者の方
- (3) 対象サービス（2 補助対象参照）利用時に 40 歳未満の方
- (4) 本補助金の利用の認定を受けた方

2 補助対象

補助の対象は、居宅サービス（訪問介護、訪問入浴介護）、福祉用具貸与、福祉用具購入等のサービスを受ける事業で、その事業に要する費用です。

※ただし、20歳未満で浜松市小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業実施要綱に基づく日常生活用具の給付を受けている場合は、福祉用具貸与及び福祉用具購入に要する費用を除きます。

3 補助金の額

補助金の額は、次の補助上限額を限度として、市長が定める額です。

※補助金の額は、各事業に要する費用の 10 分の 9 以内です（上限額があります）。

項 目	(1) 居宅サービスに 要する費用	(2) 福祉用具貸与に 要する費用	(3) 福祉用具購入に 要する費用
補助上限額	月額 45,000 円	月額 27,000 円	1 人あたり 45,000 円

4 利用の認定

補助金の給付を受けて、対象サービスを利用しようとする方は、対象サービスを利用する前日までに、次の書類を健康医療課へ提出してください。内容を審査して可否を決定し、利用の認定（却下）を通知書により、申請者に通知します。（却下の場合は、補助対象となりません。）

※お名前は、正式な漢字（住民票に記載されているものなど）でご記入ください（住民票を提出する必要はありません）

- (1) 浜松市小児・若年がん患者在宅療養生活支援事業費補助金利用認定申請書（様式第 1 号）
- (2) 医師の意見書（様式第 2 号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

5 申請の方法、補助金の請求

利用が認定され、対象サービスを利用した場合、対象サービスを利用した月の翌月 20 日までに、次の書類を健康医療課へ郵送または直接提出してください。

- (1) 浜松市小児・若年がん患者在宅療養生活支援事業費補助金交付申請兼実施報告書（様式第 8 号）
- (2) 浜松市小児・若年がん患者在宅療養生活支援事業費実施証明書（様式第 9 号）
- (3) 浜松市小児・若年がん患者在宅療養生活支援事業費補助金請求書（様式第 10 号）
- (4) 領収証（原本）